

知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則
(平成16年福島県規則第75号)

(指定管理者指定申請書等)

第1条 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年福島県条例第68号。以下「条例」という。)第2条の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 法人でない団体にあつては、役員の名及び住所を記載した書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (7) その他知事が定める書類

(事業報告書)

第2条 条例第5条の事業報告書は、事業報告書(様式第2号)とする。

(変更届出書)

第3条 条例第6条の規定による変更の届出は、変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則第1条第2項第3号の登記事項証明書とみなす。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 1 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により申請します。

記

公の施設の名称

添付書類

- 1 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- 3 法人にあっては、登記事項証明書
- 4 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 5 申請の日の属する事業年度の開始日の直前 3 年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 6 申請の日の属する事業年度の開始日の直前 3 年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 7 その他知事が定める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

事業報告書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

印

公の施設の管理の業務について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 7 項又は福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- 3 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- 5 その他知事が定める事項

備考

- 1 必要に応じ、別紙を作成し、添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第3号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 印

下記のとおり変更したので、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 変更した事項及び内容
- 3 変更年月日 年 月 日

備考

- 1 必要に応じ、別紙を作成し、添付すること。
- 2 変更の事実を証する書面を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。